

令和7年度

保育料無償化にかかる認定申請のご案内(私立幼稚園用)

無償化の対象となるためには、認定を受ける必要があります。
別添の認定申請書に必要事項を記入の上、幼稚園へご提出ください。

1 認定区分と無償化の内容

(1) 令和4年4月2日～令和5年4月1日生のうち3歳の誕生日を迎えた子ども

認定を受ける要件	認定区分	入園料 保育料	預かり保育 利用料
市町村民税非課税世帯で、保育の必要性がある	新3号	無償	無償
保育の必要性がない又は市町村民税課税世帯	新1号	無償	有償

(2) 平成31年4月2日～令和4年4月1日生の子ども

認定を受ける要件	認定区分	入園料 保育料	預かり保育 利用料
保育の必要性がある	新2号	無償	無償
保育の必要性がない	新1号	無償	有償

※保育の必要性とは、父、母いずれもが就労等の事由で家庭での保育が困難であること(裏面参照)

2 上限額

- (1) 入園料、保育料 … 月額 25,700 円 (新1号、新2号、新3号認定)
- (2) 預かり保育利用料 … 「450 円×預かり保育を利用した日数」で、次の金額以内
- ・新2号認定 … 月額 11,300 円
 - ・新3号認定 … 月額 16,300 円

3 申請に必要な書類

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書【B】
- 令和7年度 副食費の施設による徴収に係る補足給付費給付申請書
- 保育の必要の事由に該当する証明書類(裏面を参照) ※新2号・新3号の場合のみ
- マイナンバーの利用に関する同意書 ※新規申請の場合のみ

あわせて以下の証明書類の写しを添付してください。

□個人番号確認書類

マイナンバーカード(裏面)、通知カード※、個人番号記載の住民票

※ 記載された氏名、住所等の変更手続きがされているもの

□本人確認書類

マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等

【例】・マイナンバーカード(表面、裏面)

・マイナンバー記載の住民票+運転免許証等

4 保育の必要性について

以下の項目のいずれかに該当することにより保育の必要性が認定されます。

【】内は必要な証明書類です。

項 目	内容及び必要書類	摘 要
① 就 労	・1か月に48時間以上労働することを常態としている場合 【就労証明書】	採用、復帰の7日前から就学前まで
② 出 産 等	・妊娠中又は出産後間がなく、児童の保育ができない場合 【母子手帳（写）】※表紙及び出産予定日が記載されているページ	予定日の2か月前から出産後3か月の末日まで
③ 保護者の病気・障がい	・保護者が疾病や負傷している場合 ・保護者が精神や身体に障がい有している場合 【医師の診断書（写）】又は【病気療養証明書】 【身体障がい者手帳（写）】、【療育手帳（写）】 【精神障がい者保健福祉手帳（写）】	事由が継続していれば就学前まで
④ 病人の看護	・長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障がい有する親族を常時看護している場合 【看護証明書】	
⑤ 災害の復旧	・火災、風水害及び地震等により被災し、その復旧の間、児童の保育ができない場合 【り災証明書（写）】	復旧に要する期間
⑥ 求 職 中	・保護者が求職活動をしている場合 【ハローワーク受付票（写）】又は、【雇用保険受給資格者証（両面写）】	求職活動の開始から3か月の末日まで
⑦ 就学・職業訓練	・学校教育法及び職業能力開発促進法等に規定する学校及び職業訓練校に通っている場合 【在学証明書】	事由が継続していれば就学前まで
⑧ 児童の虐待・DV等	・児童の虐待又は再発のおそれがあり、家庭で保育が困難な場合 ・配偶者からの暴力により児童の保育が困難な場合 【保護命令、虐待又はDVの被害者であることの証明書】	
⑨ 育児休業・育児に専念	・育児に専念している場合 【母子手帳（写）】※表紙及び出生日が記載されているページ	産後12か月の末日まで
⑩ そ の 他	・子育て支援課にご相談ください。	

保育の必要性がなくなると、新2・3号認定が取り消され、
新1号認定の申請が別途必要になります。

- 出産日から12か月後の末日を経過するとき
- 求職活動開始から3か月後の末日を経過するとき 等

市役所での手続きが必要です！

新2・3号認定に係る保育の必要性が変更になった場合は、速やかに変更予定の証明書類をご提出ください。※詳細は、鹿屋市ホームページからご確認ください。

○QRコード

(保育の必要性 (事由及び証明書類))



(オンライン申請について)



問合せ先：鹿屋市子育て支援課 保育幼稚園係 TEL0994-31-1134